

# 福岡市自治会区システム構築業務委託に係る提案競技 実施要領

## 1 件名

福岡市自治会区システム構築業務委託

## 2 趣旨

福岡市（以下「本市」という。）では、行政の施策や住民自治を推進するうえで、地域の実態を把握することは重要であることから、自治会・町内会の区域を把握し、自治会・町内会ごとの人口や世帯数、年齢別構成割合などのデータの抽出や、市政だより等の広報物の配布業務に必要な世帯主名簿の作成などを行うにあたって、大型汎用機上で稼働しているホストシステムを利用しています。

しかしながら、現行ホストシステムについては、システム刷新が進められており、令和7年度に向けて新たな自治会区システムの構築及び移行の必要性が生じています。

本業務は、現行システムにより実施してきた自治会区の管理等と同様の事務運用を引き続き可能とすることを目的として、新たなサーバへ移行・構築するものです。

## 3 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日まで

## 4 契約上限金額

882万2,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 委託業務内容

資料1「仕様書」のとおり

## 6 この提案競技に参加する者に必要な資格

この提案競技には、次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければ参加することはできません。共同事業者（以下「JV」という。）として参加する場合は、JVのすべての構成員が参加資格を有している必要があります。

(1) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種「情報処理」に登載されている者であり、当該名簿の有効期間内にこの提案募集の公示の日又は提案競技参加申請期限日が含まれていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/law\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html)

- (4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

## 7 スケジュール(予定)

(1) 募集開始	令和6年5月7日(火)
(2) 質問書提出締切	令和6年5月14日(火)
(3) 質問への回答	令和6年5月20日(月)
(4) 提案競技参加申込締切	令和6年5月24日(金)
(5) 提案書提出締切	令和6年5月29日(水)
(6) プレゼンテーション・ 選定委員会による審査	令和6年6月3日(月)(予定)
(7) 事業者決定	令和6年6月5日(水)(予定)
(8) 契約締結	令和6年6月中旬

## 8 質問の受付及び回答

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、「質問書(様式3)」に記載の上、令和6年5月14日(火)までに本実施要領「18 問い合わせ先」に電子メールにて提出してください。担当者から翌営業日以内に返信の電子メールを送付しますので、メールが届かなかった場合は「18 問い合わせ先」に記載する電話番号に連絡してください。

質問に対する回答は、令和6年5月20日(月)までに、福岡市ホームページに掲載します。

#### ※掲載場所

福岡市ホームページ>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、提案競技等

### 9 提案競技参加申込

本提案競技に参加を希望する場合は、参加資格を確認の上、下記の書類を提出してください。

#### (1) 提出期限・方法

令和6年5月24日（金）までに、「18 問い合わせ先」の場所へ郵送（必着）、持参、または電子メールにより提出してください。

※郵送の場合は、特定記録又は簡易書留で送付してください。

※持参の場合は、平日9時から17時までの間に提出してください。

※電子メールの場合は、提出した旨を電話で連絡してください。

※提出期限以降の提出は一切受け付けませんのでご注意ください。

#### (2) 提出書類（各1部）

提案競技参加申請書（様式1）

※JVとして参加する場合は、代表1社が様式1を作成し提出すること。この場合、あわせて、提案競技共同事業者構成表（様式1-1）及び共同事業体協定書（書式は自由）を作成し提出すること。

### 10 提案書等の提出

#### (1) 提出期限・方法

令和6年5月29日（水）までに、郵送（必着）又は持参してください。郵送の場合は、特定記録又は簡易書留で送付してください。

※提出期限以降の提出は一切受け付けませんのでご注意ください。

#### (2) 提出書類

資料1「仕様書（案）」、資料2「提案書作成要領」を参照のうえ、下記①～③を作成し、提出してください。

##### ①企画提案書

・30ページ以内（表紙、目次を除く。）としてください。

・企画提案書に記載する内容については資料2「提案書作成要領」を参照してください。

・表紙を除き、提案者名が分かるような記載は一切しないでください。

##### ②「福岡市情報システム開発統一見積様式（様式5）」

##### ③「履行実績一覧表（様式2）」

・当該事業と同種又は類似業務の実績を記載し、提出してください。

実績がない場合は、「該当なし」と記載して提出してください。

### (3) 提出部数

- ①企画提案書 8部
- ②「福岡市情報システム開発統一見積様式(様式5)」 1部
- ③「履行実績一覧表(様式2)」 1部

### (4) 参加の辞退

参加申込後に、参加を辞退する場合は、「提案競技参加辞退届(様式4)」を提出してください。

## 11 選定

### (1) 審査

福岡市が設置する選定委員会において、提案書及びプレゼンテーションの内容について審査を行います。実施方法及び開始時間は、確定後別途事業者ごとに電子メールにより通知します。

- ① 開催日 令和6年6月3日(月)(予定)
- ② 場所 福岡市役所本庁舎会議室(福岡市中央区天神1-8-1)(予定)
- ③ 説明

- ・ 説明資料は提出された提案書のみ(追加資料等を使用した説明は不可。パソコンを使用し、デモンストレーションを行う場合は、パソコン、プロジェクターは提案者で準備すること)とし、説明時間20分、質疑応答10分とします。

※参加者が1事業者の場合でもプレゼンテーションを行います。

- ・ 出席者は1事業者又は1JVあたり3名以内とし、契約を締結した場合に本委託業務を主に担当する方が行ってください。
- ・ 出席者は提案競技に参加する者の名称(商号又は名称等)が分かるような外見及び所持品を持参しないよう注意してください。

### (2) 選定結果

令和6年6月5日(水)に、プレゼンテーションに参加した全事業者に電子メールで通知するとともに、市のホームページで公開する予定です。

## 12 採点方法及び契約相手方の決定方法

### (1) 評価方法

資料3「提案項目・配点表」に基づき総合的に審査し、各委員の評定につき、提案項目ごとの平均点を合計した点数を「評価点」とします。

### (2) 最低基準

「評価点」が100点(満点の50%)に達しない提案者については、失格とします。

### (3) 契約相手方の決定方法

評価点が一番高い事業者を、最優秀提案者として選定します。評価点が二番目に高い事業者を、次点提案者として選定します。同点である場合は、提案項目3-1~3-3の合計が高い方を選定します。提案項目3-1~3-3の合計点も同点である場合は、選定委員の多数決により最優秀提案者を決定します。

#### (4) 契約相手方決定後の手続

最優秀提案者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行います。また、契約締結に至らない場合は、次点提案者と業務委託契約手続きのための協議を行います。

なお、業務委託契約の手続きにおいては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 16 の規定による契約保証金の納付が必要となることがあります。

### 13 提出書類等の取扱い

- (1) 提出書類等提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出いただいた書類は返却しません。提出いただいた書類は、契約に至った場合に使用するほかは、審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提案書類等は、審査の事務に必要な場合は、複製することがあります。
- (4) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求める場合があります。

### 14 付帯する契約

令和 7 年 4 月以降のシステム運用保守について、契約相手方候補との契約を予定しています。ただし、本システム開発業務の契約履行状況が不良であった場合は、この限りではありません。運用保守業務についての詳細は、資料 1 - 2 「運用保守業務に関する考え方」を参照してください。

### 15 失格要件

次のいずれかに該当するときは、失格とします。

- (1) 仕様書を満たさない提案又は法令に反する提案を行った場合
- (2) 提出書類に不備や虚偽があった場合
- (3) 契約手続きに向けた必要な手続きを行わない場合
- (4) 選定委員等に対する不正な行為が認められた場合

### 16 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には回答しません。
- (3) 本資料（添付資料含む）は、提案競技に参加するためのみ使用できるものとし、ほかの目的のために使用することを禁止します。
- (4) 提出された企画提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容としてください。
- (5) この委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止します。
- (6) 資料 1 「仕様書（案）」の内容は、現時点で必要と思われる委託内容を提示しており、契約締結の際、契約予定者に対して、福岡市から内容の変更を求めて協議することがあります。
- (7) 本実施要領に定めのない事項については、市民局コミュニティ推進課において定めま

す。

## 17 様式

- (1) 提案競技参加申請書（様式1）
- (2) 提案競技共同事業者構成表（様式1-1）
- (3) 履行実績一覧表（様式2）
- (4) 質問書（様式3）
- (5) 提案競技参加辞退届（様式4）
- (6) 福岡市情報システム開発統一見積様式（様式5）

## 18 問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所7階

福岡市市民局コミュニティ推進部コミュニティ推進課

担当：田口、小島

電話：092-733-5161 FAX：092-733-5595

Eメール：[community.CAB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:community.CAB@city.fukuoka.lg.jp)